

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年6月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 アークガレリア長岡

所在地 長岡市喜多町字燈潟754番地外

設置者 アークランドサカモト株式会社ほか3者

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

・アークランドサカモト株式会社

(変更前) 代表取締役 坂本 勝司

(変更後) 代表取締役 坂本 雅俊

3 変更年月日

平成25年2月20日

4 変更の理由

代表者が変更になったため。

5 届出年月日

平成25年5月30日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成25年6月7日から平成25年10月7日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp